

人事発令を行った場合等における共済組合への通報処理に関する通達

昭和37年12月7日  
陸幕発厚第296号

改正 昭和53年1月13日陸幕監理第1号  
平成19年3月28日陸幕法第61号  
平成21年2月3日陸幕法第10号  
平成25年3月22日陸幕法第20号  
平成29年3月23日陸幕法第20号  
平成30年3月14日陸幕法第104号

陸上総隊司令官  
各方面總監 殿  
各部隊長  
各機関の長

陸上幕僚長の命により  
総務課長

(例規33)

人事発令を行った場合等における共済組合への通報処理に関する通達

標記について、最近共済組合支部長に対する異動隊員の氏名、異動先等発令事項の通報が確実に行われず、あるいは甚だしく遅れている事例がみられ、共済組合における事務処理に円滑を欠き、隊員の福祉に影響を与えることがあるので、人事発令を行い若しくは人事発令の伝達を受けた場合、又は一箇月を超える臨時勤務の発令をした場合は、下記第1項の通報責任者は、下記第2項の通報事項について、現に被発令者の所属している共済組合の支部長に文書をもって速やかに通報するよう指導されたい。

記

1 通報責任者

被発令者が現に勤務している部隊等の長（陸上幕僚監部については部長、監察官、法務官及び警務管理官）

## 2 通報事項

- (1) 退職、失職及び免職の場合  
発令事項及び帰郷先
- (2) 休職及び復職の場合  
発令事項及び休職中の住所
- (3) 採用の場合  
発令事項（号俸又は俸給月額を含む。）
- (4) 異動（補職替、派遣、入所、入校等）の場合  
発令事項（共済組合の異動処理事務に必要な事項のみとする。）